

風

新 風(かぜ)
松原泰道師揮毫



2022.10 vol. **128**

デジタル・ガバメント対応を支援する情報誌

2022年10月1日発行(年4回発行) 編集発行: 株式会社TKC

特集1 職員座談会

行政手続きオンライン化のすすめ

——DX推進担当者に聞く〈あんな知恵〉〈こんな工夫〉

参加団体 大阪府 堺市／東大阪市／藤井寺市／守口市／八尾市

特集2

習志野市の地方公会計改革

公共施設マネジメントへの活用で 持続可能な行財政運営をめざす

TREND VIEW 1

寄稿 国税庁が取り組む預貯金等照会のオンライン化
国税庁 デジタル化・業務改革室 大柳久幸 氏

TREND VIEW 2

寄稿 軽自動車税関係手続き、電子化の影響
地方税共同機構 システム部車体課税グループ 主任主事 津波諒磨 氏

デジタル・ガバメント ここがポイント!!

インボイス制度、準備は進んでいますか?

TKC Support Information

税業務のDX推進へ、システム対応着々と／共通納税対象税目拡大・QRコード対応
TKCが目指す「真の自治体DX推進」支援／デジタル改革

ニュース

「地方自治情報化推進フェア2022」へ出展

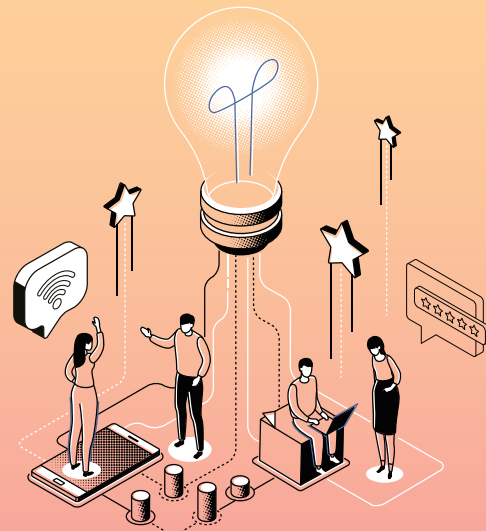
行政手続き オンライン化のすすめ

DX推進担当者に聞く、あんな知恵、こんな工夫

小誌4月号で、行政手続きのオンライン化について
先進団体の動向分析を取り上げたところ、大きな反響が寄せられた。
そこで本号では、電子申請システム（スマート申請システム）を活用して
積極的に手続きのオンライン化を進める5市にお集まりいただき
何を考え、どんな工夫をしているのか伺う。

出席者(団体名50音順)	堺市 ICTイノベーション推進室 課長	松本 隆史 氏
	東大阪市 情報政策課 総括主幹	小岩 克也 氏
	藤井寺市 情報政策課 課長	杉本 勝紀 氏
	守口市 デジタル戦略課 課長代理	渡邊 剛 氏
	八尾市 ICT推進室 室長	金 廷成 氏

司会)株式会社TKC 執行役員 地方公共団体事業部営業本部 本部長 田熊 宏行



市民をもっと便利に！ 着々と進む手続きのオンライン化

行政手続きのオンライン化について、
推進状況を教えてください。

松本 堺市では、ICT戦略推進本部
会議において、2025年度までに（法
令等で禁止されるものを除く全ての手
続き）をオンライン化することを決定
しました。今年度末までに、〈阻害要
因の少ない手続き〉のオンライン化を
完了するとともに、〈オンライン化が
困難〉なものについても今後のスケ
ジュールを策定する計画です。

オンライン申請で、比較的多く利用
されているのが、「放課後児童対策事
業に関する手続き」や「医療券・調剤
券の依頼書」などです。

また、庁内への推進ということでは
ICTイノベーション推進室が各区・
部署に「伴走」する形をとっています。
その一例が毎月実施する「オンライン
相談会」です。ここで手続きのオンラ
イン化に関する相談を受けるとともに、
その進捗管理も行っています。

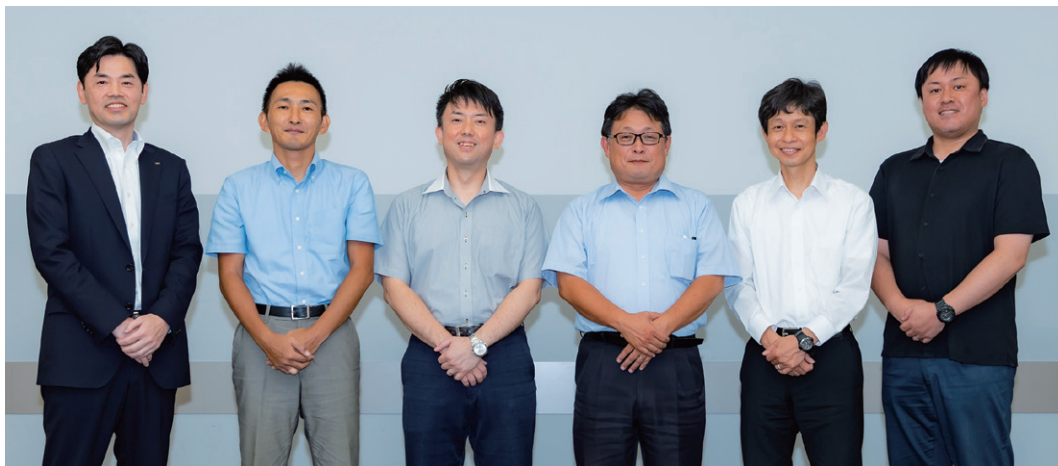
小岩 東大阪市では『東大阪市情報化
推進計画2021』（21年4月策定）

で、行政手続きのオンライン化を推進
する方針を打ち出し、21年度には「地
方公共団体が優先的にオンライン化す
べき手続き」を対象に取り組みました。
今年度は、これに加えて〈年間の受
付件数が1000件以上の手続き〉の
オンライン化を進めています。該当手
続きについては、情報政策課とICT
推進課が所管部署へヒアリングして、
できるものから順次対応しています。
その際には申請フォームの作成を支援
するなど、各課と二人三脚で進めてい
る状況です。

さまざまな申請手続きの中で、特徴
的なのが「図書館の利用申し込み」で
す。東大阪市では蔵書数が国内最大規
模を誇る「ひがしおおさか電子図書館」
をオープンしており、この利用者登録
をオンラインで受け付けています。

さらに、入札参加資格の審査申請（事
業者登録）の一部を今年からオンライ
ン申請のみに変更し、事業者と市契約
担当課の双方の審査・認定・登録にか
かる〈事務負担軽減〉を図っています。

杉本 藤井寺市でも、今年1月から「藤
井寺市オンライン窓口」サービスを開
始しました。さまざまな申請手続きの



中で他に類をみないのが、「保育所・幼稚園・小学校（放課後児童会）・中学校への欠席などの連絡」です。現在、この学校等への連絡がオンライン申請

（1カ月で9000件程度）全体の約75%を占めています。

学校等への連絡・手続きは非常に多く、特に欠席届は朝の忙しい時間帯に集中します。これをオンライン化することで〈市民の利便性向上〉だけでなく、学校職員の〈業務効率化〉にも役立つと考えました。また、この取り組みをきっかけとして、オンライン窓口サービスへの保護者層の登録が着実に増えています。今後は、学校等への諸手続のオンライン化をさらに拡充するとともに、この層に向けた新たなサービス展開も視野に入れています。

渡邊 守口市でも、さま

ざまな申請手続きをオンラインで受け付けています。

オンライン申請システムの庁内での利用促進としては、主に①定期的な研修の開催、②デジタル戦略課職員による相談窓口の開設、③オンライン申請手続管理表による全庁的な進捗状況の管理——に取り組んでいます。中でも、相談窓口は週1回実施しているもので、担当課職員がデジタル戦略課の職員を「予約」するイメージで運営しています。

また、オンライン申請システムを徹底活用して、〈市民の利便性向上〉と〈職員の業務効率化〉の両面から効果を最大化することにも努めています。

例えば、母子健康手帳の交付業務では二つのオンライン申請を連携させています。具体的には「守口市オンライン申請システム」から母子健康手帳交付の来所予約を受け付けると、受付完了メールでWeb版アンケートのURLを案内します。来庁時に窓口で記入していただくアンケートを事前入力できるようにしたもので、これもオンライン申請システムで作成しています。

さらに、Web版アンケートで入力した氏名等の入力情報は、妊娠届出書

にそのまま印字される仕組みとしています。これにより、市民は〈窓口申請にかかる時間・手間が短縮〉され、また職員にとっても来庁予約日時に合わせて事前準備が可能となり〈業務の分散・効率化〉が図れます。

金 八尾市では、20年3月に『八尾市官民データ活用推進計画』を策定し、この推進項目の一つに〈さまざまな事務に利用できる汎用的な電子申請システムの導入〉を掲げました。そして、21年10月1日から「八尾市電子申請システム」サービスを開始しています。

伴走型ということでは堺市さんとまったく同じで、ICT推進室が随時相談を受け付け、実務支援を行っています。これにより、少しでも多くの職員に「これならばできそうだな」と感じてもらうことを狙っています。

推進状況を見ると、イベントなど単発なものや突発的に発生する申請手続きは取り組みやすい傾向にありますね。特に、事務の流れから新たに構築しなければならぬ新規の手続きは、オンライン申請拡大への端緒になると期待され、できるだけ多くの事例を各課に共有していきたいと考えています。

行政手続き オンライン化のススメ

DX推進担当者に聞く、あんな知恵、こんな工夫

急がれる職員の意識改革 「やる気」にさせる工夫は

松本 オンライン化を進める中で、DXが必要だと理解しているながらも、行動を変容できていない職員が多いと感じています。この点で、皆さんはどのような工夫をされていますか。

小岩 根底には、やはり「オンライン



渡邊 剛氏
守口市 デジタル戦略課 課長代理



金 廷成氏
八尾市 ICT推進室 室長

申請により、事務が煩雑になるのでは」という根強い不安があるようです。その一方で率先して取り組む部署もある。両者の違いを考えると、やっぱり「人」なんです。地道にこつこつと意識を変えていくしかないですね。

職員の動機付けを図る一つの取り組みとして、東大阪市では他部署・団体の好事例を紹介する『IT通信』の配付を予定しています。こうしたことをきっかけに、まずは「同じ業務をオンライン化しているな」「自分たちでもできそうだ」と興味を持ってもらうことが肝要でしょう。

また、入庁3年の職員を対象とした研修でも、今年度からDXの視点を採り入れました。ここでは好事例を参考に、電子申請システムを活用してそれぞれの所属部門の業務をどう改善できるか検討したいと考えています。

杉本 デジタルネイティブである若手職員は、DXの推進エンジンとなりえると思います。藤井寺市でも若手職員に注目し、昨年から各課から10名ほど職員を選抜したチームでRPAの活用研究もスタートしました。

動機付けということでは、好事例の

共有は有効ですね。当市でも数年前から「読むDX研修」と題して作成した資料を全庁共有しており、こうしたものも活用しながらオンライン申請の事例を広めていきたいと考えています。

また、手続きのオンライン化はまったく初めての取り組みのため、小さな成功体験を積み重ねることも大切だと考えています。例えば、藤井寺市では原課と話をして実現できそうな手続きがあれば、情報政策課が率先して申請フォームを試作し提供しています。そうすると多くの場合、職員が興味を持って試作版に触れ、修正してくれま

す。こうした体験を積むことで自信がつき、第二、第三のオンライン手続きへとつながることも増えてきました。

金 八尾市も皆さんと同じ悩みを抱えています。生産年齢人口が減っていく中で、5年後、10年後に後悔しないためにも今やらなければ！意識改革が急がれますね。

よく市民向けサービスはUI/UXが大切といわれますが、職員にとって「使いやすい」は重要です。利用促進にあたっては、職員の負担や業務への影響を極小化できるシステムを導入



松本隆史氏
堺市 ICTイノベーション推進室 課長



小岩克也氏
東大阪市 情報政策課 総括主幹



杉本勝紀氏
藤井寺市 情報政策課 課長

するとともに、取り組みやすい仕組みの構築が欠かせません。ここで、八尾市ではちょっとした工夫をしています。それはICT推進室への相談は（2人以上で来てもらう）ことです。これは2人以上であれば所属部署に戻ってからも相談し合え、オンライン手続きの作成などの作業を1人で抱え込むことも防げると思いました。

オンライン化を成功に導くために伴走支援は必要ですが、このままではいずれ限界が来ます。組織体制などで工夫されている例はありませんか。

渡邊 守口市では、組織・管理体制として二つの取り組みを進めています。一つがICTの業務経験を有する即戦力となる任期付職員を4名採用し、彼らを中心に担当課職員をサポートする体制の整備です。

もう一つが、先述したオンライン申請手続管理表の活用です。具体的には、研修や相談を通じて「こういう業務をオンライン化したい」という職員のちょっとした声を拾い集め、想定される支援内容と合わせて管理表に記録します。その後も進捗状況を継続してフォローし、必要に応じてデジタル戦

略課職員の相談窓口を案内します。管理表に記録したものは最後まで徹底して追いかける姿勢は保ちつつ、職員に寄り添った支援に努めています。

金 なるほど、それは有効ですね。

——市民への利用促進では、どんな工夫をされていますか。

杉本 藤井寺市では、学校関係のオンライン申請サービスを開始するにあたり、市民が利用しやすい動線として「LINE」を活用しています。これにより、開始前は7400件程度だった公式LINEの友だち登録数が1万件へと急増しました。

渡邊 情報伝達のスピード感という点で、LINEの活用は非常に有効ですね。例えば従来さほど人気とはいえなかった「子ども考古学教室」では、参加募集を市の公式LINEで告知したところ、たった1時間で定員の半分以上に達し、即日受付終了に。これには担当者も驚いていました。

また、守口市ではポスターやリーフレット等の案内文書に二次元コードを掲載し、より多くの市民にオンライン申請の手軽さを体験してもらうように努めています。例えば、犬の死亡届の

行政手続き オンライン化のススメ

DX推進担当者に聞く、あんな知恵、こんな工夫

案内に二次元コードを掲載したところ、届出数が増加しました。

市民視点に立ち、さまざまな申請手続きのオンライン化に知恵を絞っていくことが必要ですね。

担当者が考える

「真の自治体DX推進」

——市区町村では、法律で定められた〈システム標準化〉への対応だけでなく、その先を見据えた〈利用者本位の行政サービス改革〉を両輪としてDXを推進することが不可欠です。こうした現状を踏まえ、TKCでは「真の自治体DX推進」実現に資するシステム・サービスの企画開発、導入、運用支援に取り組んでいます。市区町村におけるDX推進について、皆さんはどのように考えておられますか。

杉本 八尾市さんがおっしゃる通り、職員数が減少する一方でサービスはどんどん多様化する中で、これまでと同じ仕事の進め方はもはや通用しません。デジタルを活用して、市民サービスや職員の業務、働き方などあらゆるものを変革し、新しい価値を生み出していかなければ。

とはいえ、DXには「これをやればいい」という正解はありません。スモールスタートでも、まずは動き始めることが肝要です。小さく始めて成果を出し、徐々に対象部門や利用範囲を拡大する——これならば小規模団体にとってもコストや業務負担の面で導入のハードルが低いのではないのでしょうか。

金 思えば、DXという言葉が注目される前から「目指すのはシステムの導入ではなく業務の効率化・最適化だ」といわれてきました。それが今、改めて問われていると感じています。

自治体にとって、〈市民サービスの向上〉と〈業務の効率化〉は永遠の課題です。社会環境の変化が常態となつたいま、どんなに完璧なシステム・仕組みもいずれ陳腐化します。その点、DX推進は終わりのない活動といえます。社会環境の変化を受け入れて、自治体自身も、少しずつでも確実に改善を重ね進化していくことが求められているのかなと考えています。

渡邊 行政手続きに関するDX推進で目指すのは〈来させない・待たせない・書かせない市役所〉ですが、現状はまだ〈オンライン申請で市民の利便

性が向上〉した第一段階といえるでしょう。

バックオフィス業務まで一貫貫でデータ連携され、本格的に業務の効率化の効果が現えてくるのはシステム標準化以降になると考えています。ベンダー間でシステムの基本的な機能要件に違いがなくなれば、バックオフィス業務の改善の動きも一段と加速するでしょう。これらが実現した時、〈市民の利便性向上〉と〈職員の業務効率化〉の両面を達成することができ、「真の自治体DX推進」といえるのではないのでしょうか。そのためにも、いまやるべきことはしっかりと進めておかenないといけませんね。

小岩 システム標準化対応のいかにに関わらず、デジタルを活用して市民にもっと便利なサービスを探求していくことは、地域住民と密接に関わる市区町村にとっては事業活動の根幹であり、



本誌編集委員 田熊宏行



◆各団体が提供する代表的なオンライン手続き（団体名50音順）

団体名	手続き名称
堺市	- 放課後児童対策事業に関する手続き - 医療券・調剤券依頼書 - 採用試験申し込み - 新型コロナウイルス感染症に関する手続き（ワクチン接種キャンセル待ち予約、接種券発行・再発行、宿泊・自宅療養証明書の発行、自宅療養等応援バックに関するアンケートなど） - 子育て関係の窓口予約
東大阪市	- 新型コロナウイルス感染症に関する手続き（自宅療養者配食サービス事業・パルスオキシメータ貸与事業、療養証明書の発行） - 図書館の利用申し込み（新規申し込み） - 認定長期優良住宅の工事等の完了報告 - 入札参加資格審査申請 - 児童手当・特例給付の新規認定請求
藤井寺市	- 保育所・幼稚園・小学校（放課後児童会）・中学校への欠席などの連絡（市内20園・校） - 証明書関連（住民票の写し・所得証明書の交付請求：クレカ決済対応） - 子育て関連（母子健康手帳交付、育児・健康相談などの予約） - おくやみ手続きサポートデスクの予約 - 各種イベント・講座などの参加申し込み
守口市	- 証明書関連（住民票の写し・納税証明書の交付請求） - 市民総合（特定）健康診査の予約 - 母子関係のイベント参加募集（母子健康手帳交付のための来所予約、児童・父母向けイベントなど） - 専門家（弁護士、司法書士、行政書士など）への相談予約 - 水道使用開始・中止の申し込み
八尾市	- 新型コロナウイルス感染症に関する宿泊・自宅等療養証明書の発行 - 子ども医療証の再交付申請 - 両親教室（ママパパ教室） - 日曜法律相談会 - 糖尿病予防教室

未来永劫にわたるミッションです。その意味で行政手続きのオンライン化とは、申請手続きの一つのチャネルとして市民に「多様な選択肢」を示すことだと考えています。今後もしピードを緩めることなく、積極的な手続きのオンライン化を進めます。

松本 ICTとDXでは、目指すことも担当者に求められることもまったく異なります。これまでシステム化して

いなかった部分にもメスを入れ、業務を改革するのがDXだと考えています。推進にあたっては、利用者（市民や原課職員）のニーズを起点として、フロント（申請受付）からバック（業務システム）まで一貫したデジタル化を実現し、行政サービス改革につなげる。推進担当者はこの目標をしっかりと見据えて、取り組むことが重要でしょう。その点では、電子申請システムも基

本的にカスタマイズをすべきではないと考えています。そのためにもTKCには継続的な機能強化により、これからもシステムを常に進化させていきたいですね。

小岩 皆さんの話を伺って、同じ課題を抱えていることを実感するとともに、さまざまな工夫はとても参考になりました。特に意識改革の点では好事例の共有が有効と思われ、TKCには電子申請システムの機能強化とともに、同じシステムを使う全国の市区町村の事例の紹介・共有をぜひお願いします。

一同 同感です。

——TKCとして、より使いやすいシステムの提供・継続的な機能強化、運用支援とともに、さまざまな機会を通じて好事例の共有に取り組みます。そうした活動を通じてこれからも「真の自治体DX推進」を支援し、皆さまとともに利用者中心の行政サービス改革の実現に貢献してまいります。本日はありがとうございました。



公共施設マネジメントへの活用で 持続可能な行財政運営をめざす

今夏、行財政運営への公会計情報の活用を検討する

「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」がスタートした。今後、市区町村には一層の公会計情報の活用促進が求められることになる。そこで、早くから「公共施設マネジメント」などへの活用を進めてきた千葉県習志野市に、取り組みの状況を伺う。

政策経営部財政課財政係係長 徳岡大地氏／政策経営部資産管理室資産管理課企画係係長 原晶仁氏
総務部情報政策課ICT推進係主事 安西良平氏／会計課審査係係長 佐久間美樹氏
会計課審査係主任主事 横内翔吾氏／会計課会計推進係主査補 笠原孝裕氏

——習志野市では、公会計情報を公共施設マネジメントに積極的に活用されています。これまでの取り組みを教えてください。

笠原 2006年6月に「行政改革推進法」が公布され、地方公共団体においても資産・債務改革に取り組むこととされました。また、同年8月には総務省から『地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について』（地方行革新指針）が示され、発生主義・複式簿記の考え方による財務書類の整備も求められました。

これを受けて、習志野市では07年6月に「地方公会計改革研究プロジェクト」を設置し、市が進むべき方向性を検討しました。

その結果、より正確な資産価値を把握するために、当時はまだハードルが高かった基準モデルで財務書類を作成することを決めました。翌年には「公会計改革タスクフォース」を立ち上げ、メンバー3名で各部局が管理する固定資産を洗い出し、現在価値を記載した固定資産台帳を整備するとともに、開始貸借対照表を作成。並行して要領や手引きをまとめました。

また、全庁的な課題の調査・検討のため、08年4月に市長直属の組織として経営改革推進室を設置。地方公会計改革を主要業務に位置付け、公共施設老朽化対策との関連の中で取り組みを進めていくことを方針と

しました。このことが、地方公会計改革と公共施設マネジメントを両輪とした経営改革を進めるきっかけとなりました。

地方公会計改革と 公共施設マネジメントは両輪で

笠原 経営改革推進室では主要な公共施設の現況調査を実施し、『公共施設マネジメント白書』をまとめました。当時は、いまだ老朽化問題が注目されておらず、どのようなデータを集めるかということから検討を重ねました。その結果、建物の状態や利用状況などにかかる「ストック情報」と、人件費や事業費など事業運営にかかるコ



写真左から
横内主任主事、安西主事、笠原主査補、原係長、佐久間係長、徳岡係長



スト」と〈維持管理費や減価償却費など施設にかかるコスト〉の二つを合わせた「フルコスト情報」の両面から実態を把握しました。ここから予想以上に進む老朽化の実態や、施設のさまざまな課題が明らかとなりました。そこで、公共施設の老朽化対策の基本的な考え方を示した『習志野市公共施設再生計画基本方針』（12年5月）を策定し、次いで事業計画の基礎資料として『公共施設再生計画（データ編）』（13年3月）を取りまとめました。

この公共施設再生計画（データ編）の中で作成したのが「施設カルテ」です。これは施設分析のための資料に位置付けられるもので、施設ごとに建物基本情報（建物の築年度や階数、耐震性能など）やコスト情報を記載しています。このコスト情報は、11年度の決算財務書類をもとに発生主義に基づく費用を算出しました。これを判断材料

の一つとして策定したのが『習志野市公共施設再生計画』（14年3月）です。

また、13年12月には「公共施設等再生整備基金」も設置しました。この基金の目的は、将来の施設更新コストを内部留保しておくことで、地方公会計における減価償却費の考え方を採用しました。財政状況が厳しい中で、減価償却費相当額全額を積み立てることは不可能ですが、積立額を条例に明示することにより、市として「施設の老朽化対策へ取り組みをいく」という意思表示ができたものと考えています。ちなみに20年度末の基金残高は約50億7000万円となっています。

そうした取り組みを進める中、16年3月に策定した『習志野市公共施設等総合管理計画』において、〈地方公会計改革との連携〉を明記しました（図表2）。計画では、14年度決算に基づく固定資産台帳データを活用して、インフラやプラント系施設にかかる中・長期の経費見込みを算出しました。具体的には、固定資産台帳に計上されている資産区分ごとに〈耐用年数終了の翌年に取得価格で更新を行う〉と仮定し、将来の更新等費用を試算したものです。

——国も〈固定資産台帳の精緻な情報を活用し、公共施設等総合管理計画を作成する〉

ことを推奨していますが、多くの市区町村でなかなか思うように進んでいません。

原 施設の更新・長寿命化の効果を比較するにあたって、固定資産台帳は有用であると考えています。ただ、この方法にも課題があります。それは、固定資産台帳がこれまでの投資実績から再調達価格を算出したもので、今後必要となる既存施設の除却費や仮設費などは含まれていないため〈将来の更新等費用が低めに見積もられる〉という点です。その点は、今後さらなる検討が必要でしょう。

日々仕訳&施設マイナンバード 精緻な施設分析も容易に

——「施設マイナンバー」についてはいかがでしょうか。

笠原 施設マイナンバーとは、施設を特定する10桁のコード番号のことです。固定資産台帳の資産登録時に、財務会計システムと共通の施設マイナンバーを付記することで、施設ごとに精度の高いコスト情報の把握・分析ができるようにしています。

以前は、〈複数施設について一括で予算措置している〉、あるいは〈一つの施設に関して複数部門がそれぞれ予算措置をしている〉場合、施設ごとのコストを算出する

のに膨大な時間と手間がかかっていました。その改善には〈予算執行の時点で、各施設にかかる費用を伝票起票担当者が財務会計システム上に直接入力し、データを積み上げる〉のが最良と考え、設定したのが施設マイナンバードです。財務会計システムを改修し、16年4月に導入しました。

例えば、支出伝票は1枚でもその内容が複数の施設にまたがる場合、支出伝票起票時に施設マイナンバーとともに各施設の負担額を財務会計システムに入力します。これにより施設マイナンバーごとの財務データがシステムに蓄積され、集計も容易に行えます。

——なるほど。

笠原 17年度から日々仕訳方式に対応した公会計システムを導入したことで、職員の手間・労力をできるだけけず、施設ごとの財務書類を活用した〈施設分析のためのデータ〉を得られるようになりました。

市では、この蓄積されたデータを活用して「施設別サービスコスト」の算定を行っています。このうち事業費は施設マイナンバーで集計した数値を、また減価償却費は施設マイナンバーをひも付けた固定資産台帳から算出した数値を計上しています。なお、事業費・減価償却費ともに、公会計シ

図表1 「公共施設マネジメント」への主な取り組み

- 2006(平成18)年6月
 - 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(行政改革推進法)公布
- 2007(平成19)年6月
 - 地方公会計改革研究プロジェクト 設置
- 2008(平成20)年4月
 - 経営改革推進室 設置
- 2008(平成20)年7月～9月
 - 公会計改革タスクフォース 設置
- 2009(平成21)年3月
 - 公共施設マネジメント白書 策定
- 2009(平成21)年10月
 - 基準モデルによる平成20年度財務書類 作成・公表
- 2010(平成22)年3月
 - 習志野市財務報告書 発行
- 2011(平成23)年
 - 市民向け決算報告会 開始
 - バランスシート探検隊事業 開始
- 2012(平成24)年5月
 - 習志野市公共施設再生計画基本方針 策定
- 2013(平成25)年3月
 - 習志野市公共施設再生計画(データ編) 策定
 - 施設カルテ 作成
- 2013(平成25)年12月
 - 公共施設等再生整備基金 設置
 - 習志野市公共施設等再生整備基金条例(平成29年12月改正)
- 2014(平成26)年3月
 - 習志野市公共施設再生計画 策定
- 2015(平成27)年1月
 - 総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」 発布
- 2016(平成28)年3月
 - 習志野市公共施設等総合管理計画 策定
- 2016(平成28)年4月
 - 施設マイナンバー 導入
- 2017(平成29)年4月
 - 日々仕訳システム 導入・稼働
- 2018(平成30)年度～
 - 統一的な基準による財務書類の作成

システムで作成する施設別行政コスト計算書で把握しています。

これに人件費を加えて施設別サービスコストを算定しますが、人件費については特定の「目」にまとめて予算措置されていることもあり、個々の施設決算額ではなく、退職手当引当金繰入額も含めた職員1人当たりの平均額を算出し、それに施設ごとの職員数を掛けて数値を算定しています。

原 この施設別サービスコストは、「施設カルテ」にも活用しています。

現在は20年3月に策定した『第2次公共建築物再生計画』の対象施設の施設カルテを作成し、決算と合わせて毎年10月頃に更新しています。施設カルテを見ればストック情報とコスト情報をひと目で確認できますが、今後はこの情報を活用して、次期再

生計画策定時の判断材料の一つとしていくことも考えています。

自治体DX推進の原動力となる財務会計事務のデジタル改革

——23年度の予算編成業務から、TKCの地方公会計一体型の財務会計システムが新たに稼働します。われわれも引き続き公共施設マネジメント分野への活用を支援してまいります。これを機に考えている取り組みなど教えてください。

佐久間 会計課では、新たなシステム環境への移行と合わせて「定期支払い制度」の導入を予定しています。これにより、市だけでなく事業者にとっても請求書の郵送にかかる費用や事務の軽減が図られ、双方にとってメリットがあると考えています。

千葉県習志野市

住所 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
電話 047-451-1151
面積 20.97平方キロメートル
人口 175,070人（2022年7月末現在）

首都近郊の都市部でありながら、ラムサール条約登録湿地・谷津干潟など「都会のオアシス」の顔も持つ習志野市。1970年に「文教住宅都市憲章」を掲げ、以来、文化・教育を基本としたまちづくりを進めてきた。2011年度には市の財政状況を広く市民に周知する「バランスシート探検隊」もスタート。この活動は、いまや全国の自治体へと広がっている。



横内 これまでは、固定資産台帳と公有財産台帳のシステムが異なっていたため、会計課と資産管理課でデータの整合性をとるのに苦労していました。新環境では備品管理システムも整備されるので、今後はそうしたものも活用しながら各種台帳の一元化を図り、適切な管理体制を構築していければと考えています。

笠原 気になるのは、来年10月からスタートする「インボイス制度」への対応です。特に、消費税の取り扱いや対応については公営企業会計とは違い、一般会計を担当する職員はほとんど知識・経験がありません。それが課税取引に該当するのか、というところから理解していかなければならない。システム対応はもちろん、ぜひ情報提供などさまざまな面でのサポートを期待しています。

——インボイス制度対応については、今後、いろいろな資料なども整理して、皆さまに情報提供してまいります。

徳岡 デジタル改革の一環として、予算書様式の見直しを検討しています。

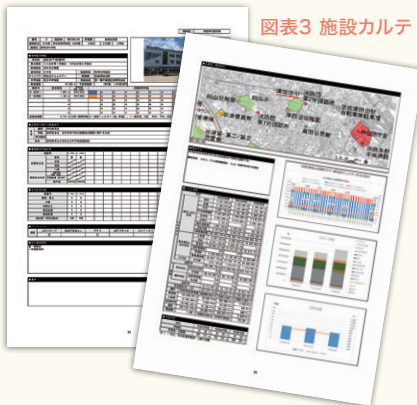
具体的には、現在、議会や管理職からタブレット型パソコンの配備を進めており、それに応じて21年度当初予算から予算書等のペーパーレス化を実現しました。今後は予算書様式もデジタル表示に適したものに変わっていく

図表2 習志野市における「公共施設等総合管理計画」推進のポイント

- 公共施設の維持管理、修繕、更新等にかかる中・長期的な経費の見込みの算出に固定資産台帳のデータを活用する
- 公共施設単位ごとの財務書類（バランスシートなど）のデータの活用を進める
- 施設マイナンバーの付与と日々仕訳の入力が可能となる財務会計の構築を進め、適時かつ詳細な施設ごとのコスト情報の活用につめる
- 「バランスシート探検隊事業」の取り組みの活動を活用するなど、市民への情報提供に努める

出典：『習志野市公共施設等総合管理計画（令和2年度改訂）』から抜粋

図表3 施設カルテ



いと考えています。また、将来的にはデジタル予算書も視野に入れた検討が必要になるのかもしれない。

——行政評価についてはいかがですか。

徳岡 行政評価と予算をどう結び付け、翌年度に反映させていくかは長年の課題です。そうした中でも、市では20年度決算から会計情報を行政評価に活用する取り組みを開始しました。まだまだ解決すべき課題はありますが、新システムの導入を機に施設別予算管理など予算の精緻化を進めていることから、行政評価等にも一段と活用しやすくなるのではないかと考えています。

安西 デジタル化によりペーパーレスも進んでいますが、請求書とそこから発生する伝票事務はいまだ紙で運用されているのが実情です。この点では、ぜひ電子請求書の導入を検討したいです。請求書を電子データで受け、そこから電子決裁、審査までできるようなればペーパーレスの効果に加えて、テレワークを一段と進めることができるようになるでしょう。DXは時代の流れでもあり、財務会計事務のデジタル改革が進むことは「自治体DX推進」の大きな原動力にもなるのではないかと考えています。

TREND

等照会のオンライン化

国税庁 デジタル化・業務改革室 大柳久幸

税務行政のDX

昨今、官民間問わず日頃の業務の在り方をゼロベースで見直し、新たなビジネスモデルへの変革を目指す「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」の取り組みが加速しています。

国税庁においても、2021年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション——税務行政の将来像2.0」^{*}を公表し、その中で、税務行政のDXによって「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」を行うことを通じ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指すこと、〈データの活用により課税・徴収を効率化・高度化し、組織としてのパフォーマンスの最大化を目指す〉こととしていきます（図表1参照）。

本稿では、課税・徴収の高度化・効率化および職員向けの職場環境改善に向けて国税庁が取り組んでいるデジタル活用施策の一つである、「預貯金等照会のオンライン化」の取り組みを紹介いたします。

なお、この取り組みは、金融機関と

行政機関の業務を効率化する観点からも、地方自治体をはじめとする多くの行政機関に参加いただくことが重要と考えています。今後より多くの機関がオンライン照会サービスの導入に向け検討を進めていただけると幸いです。

国税庁における 預貯金等照会のオンライン化

1. オンライン照会サービスの導入経緯

税務調査や資産調査等を行う際、行政機関は、調査対象者の取引先である金融機関等に対し預貯金の残高等を照会する場合があります。18年度における内閣官房の調査（図2参照）によると、金融機関等に対する行政機関からの照会は年間約6000万件に達し、そのうち、国税庁からの照会が約1割と、単一の行政機関としては最大の照会件数となりました。

そして、こうした照会・回答は書面により行われており、行政機関および金融機関の双方に膨大なコスト負担や処理時間を要していたことが、預貯金等照会業務における最大の課題となっていました。

このため、業務の効率化を図ること

を目的に、従来の書面による方法よりも効果的・効率的なオンライン照会サービスの導入に向け、検討が開始されました。

2. 国税当局における実証実験・全国展開

オンライン照会サービスの導入による業務効率化の効果および事務フロー等の検証のため、20年10月～12月から、一部の国税局・税務署（30拠点）および4行の銀行を対象として、預貯金の照会・回答をオンラインで行う実証実験が行われました。

その結果、金融機関における照会事務の管理簿の作成や回答書の郵送、データ入力作業等が大幅に削減されたほか、回答に要する平均日数が大幅に削減（11・3日→2・5日）されるなどの効果を確認することができました。

この実証実験の結果を踏まえて、21年10月からは全国の国税局・税務署において、預貯金等の照会をオンラインで行うことができるオンライン照会サービス「PiPitLINQ」（ピットリンク／提供元：NTTデータ）の利用を開始したところです。

なお、オンライン照会が可能な金融機関は、21年10月時点では27行でした

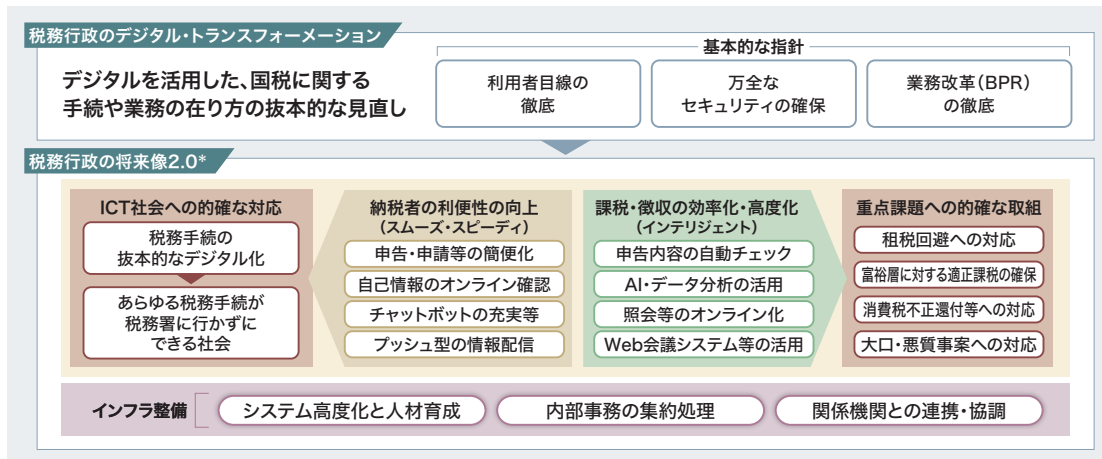


*『税務行政のデジタル・トランスフォーメーション——税務行政の将来像2.0』

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation/index.htm>

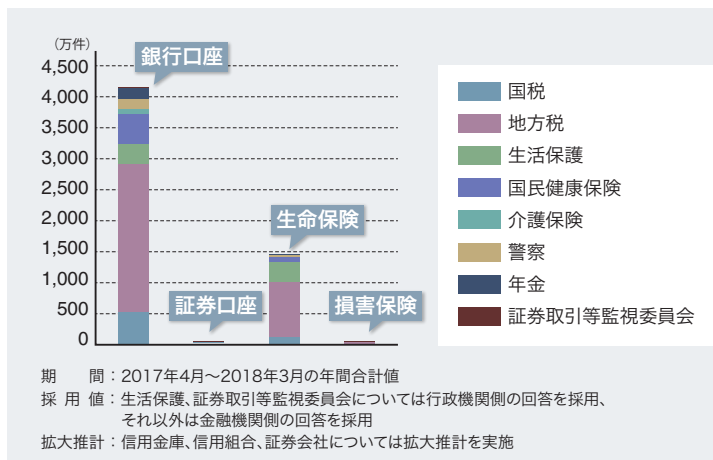
国税庁が取り組む預貯金

図表1 ▶ 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション



*「税務行政の将来像——スマート化を目指して」(2017年6月、国税庁公表)に、一部加筆

図表2 ▶ 行政機関から金融機関に対する書面による預貯金等の年間照会・回答件数

*出典：金融機関×行政機関の情報連携検討会(事務局：内閣官房情報推進技術(IT)総合戦略室、金融庁)
『金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ』(2019年11月公表)

が、22年7月時点では48行と増えたほか、一部の銀行でオンラインでの照会可能期間が長くなるなど、各金融機関

のご尽力により、さらに同サービスの利便性向上が進んでいるところです。

3. 今後の予定

オンライン照会サービスを拡大させる上で重要となってくるのが、未導入の行政機関および金融機関への利用勧奨です。これまでも機を捉えて利用拡大を図ってきましたが、今後は特に、行政機関全体の照会の7割程度を占める地方自治体への利用勧奨に注力していく予定としています。

*地方自治体をはじめとする多くの行政機関側でオンライン化が加速することにより、導入する金融機関側の数も比例して多くなることが見込まれます。

将来的には、預貯金等だけではなく、行政機関が行う全ての照会業務をオンライン化することも検討されています。21年6月に閣議決定された『デジタル社会の実現に向けた重点計画』では、国税当局と地方自治体間における照会業務のオンライン化が掲げられており、双方の事務の効率化を図るため、26年度の実用化に向けて検討を進めています。

以上、国税庁における預貯金等照会のオンライン化の取り組みをご紹介します。国税庁におきましては、引き続き税務行政のDXを強く推し進めていく予定としています。

なお、本誌で紹介したほか、国税庁の取り組みについてさらに知りたい方は、国税庁企画課デジタル化・業務改革室までご連絡ください。

〔連絡先〕
国税庁
企画課 課長補佐 小林 秀和
デジタル化・業務改革室 DX推進担当 知念 利治
電話：03-35581-4161

き、電子化の影響

地方税共同機構 システム部車体課税グループ 主任主事 津波諒磨

2021年度の税制改正において、軽自動車税に関する手続きについて、国の関連システムの更改時期にオンライン化を実現できるよう所要の措置を講ずることとされました。

本稿では、23年1月4日から開始する「軽自動車保有関係手続きのワンストップサービス」（軽自動車OSS）、および「軽自動車税納付確認システム」（軽JNKS／ジェンクス）について、地方団体の税務事務に影響すると思われる点を中心に説明します。

1. 軽自動車OSS

軽自動車OSSとは、軽自動車を保有するための各種手続きをインターネット上で一括して行うことができるサービスです。現在は継続検査にかか

る申請手続きが電子化されています。23年1月4日から、新たに新車購入時における軽自動車保有関係手続きについても、電子申請等ができるよう関係システムの改修等が進められています。

これに合わせて、新車購入時における地方税の軽自動車保有関係手続きである「軽自動車税環境性能割の申告・納付」および「軽自動車税種別割の申

告」の電子化を実現します。

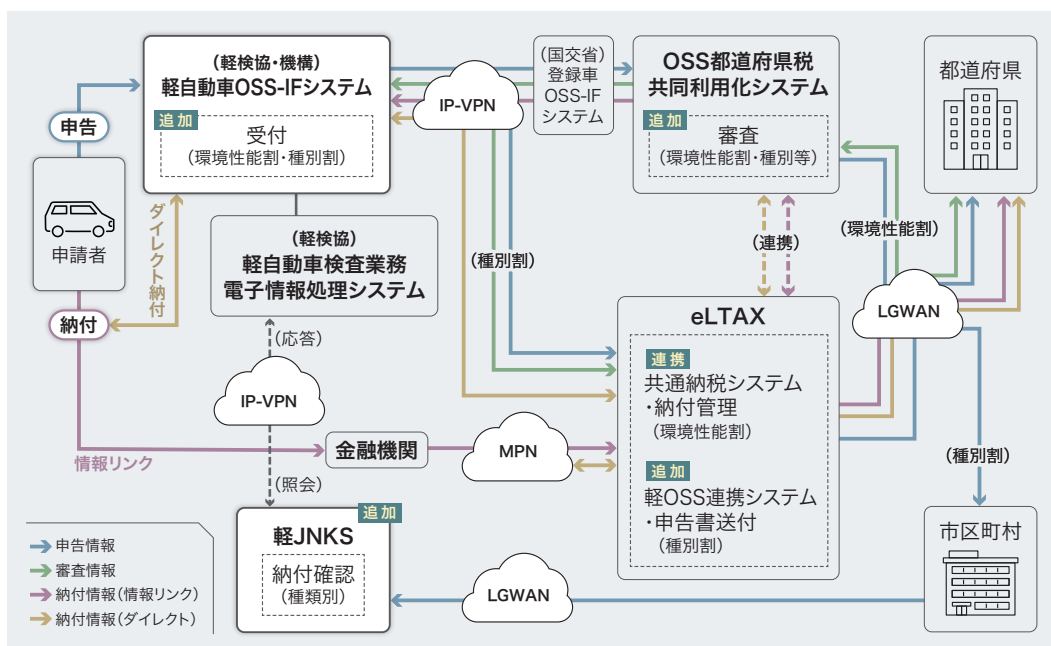
【地方団体の対応】

申請者が軽自動車OSSを用いた申請をした場合は、紙の申告書（報告書）に替わって電子データの申告書（報告書）が提出されることとなります。これまで紙で提出されたものから基幹税務システムに入力していた場合は、必要事項を入力するか、電子データをシステムに取り込む必要があります。また、現在の紙の申告書と同様に、受け取った電子データについても原本保管期間は保存する必要があります。

これには、いくつかの対応方法があります。

（1）電子データを基幹税務システムに直接取り込む（地方税共同機構が公開している軽OSS連携システム団体向けインタフェース仕様書を参考に、基幹税務システムの改修が必要）

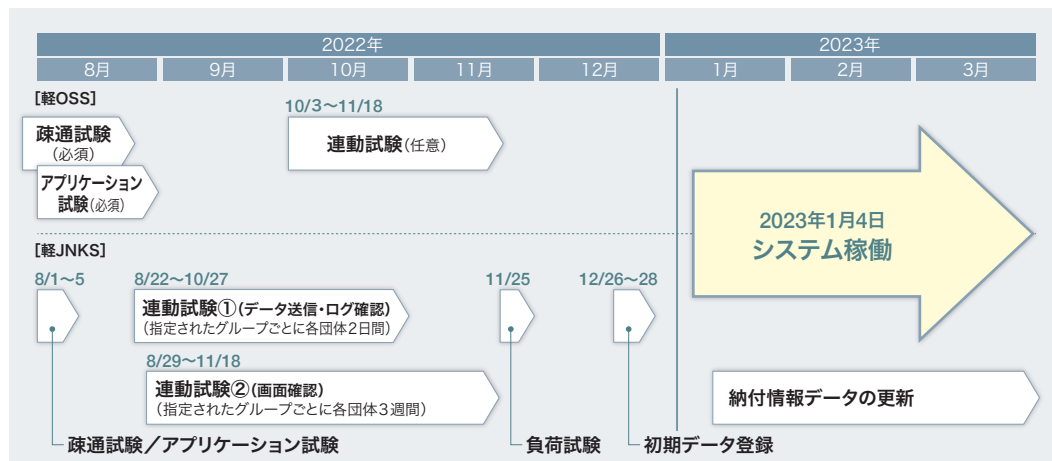
図表1 ▶ 軽自動車関係手続きの電子化の全体像



（2）基幹税務システムに取り込む前のパンチデータに電子データを反映（マジジ）させ、基幹税務システムに取り込む

軽自動車税関係手続

図表2 ▶ 軽自動車関係手続電子化の試験・稼働等のスケジュール



（3）電子データを基幹税務システムに取り込まず、電子データのまま保管。電子データの出力期限は申告後30日となっていることに留意が必要です。

期限経過後は電子データを出力することができなくなるため、例えば、15日に1回は電子データを出力するなど適切な電子データの保管方法について検討する必要があります。

なお、軽自動車OSSと連携し、電子申告データを一括して取り込みができることは、『税務システム標準仕様書第2・0版』に記載されている点に留意してください。

2. 軽JNKS

現在、継続検査時には、軽自動車検査協会の窓口において、申請者が軽自動車税種別割の納税証明書を提示する必要があります。

軽JNKSは、軽自動車検査協会がシステムに登録された納付情報を照会・確認することで、納税証明書の提示を不要とする仕組みです。軽JNKSの稼働により、市区町村の窓口では継続検査用の納税証明書の発行事務が軽減されます。

【地方団体の対応】

これを実現するためには、継続検査時における納税証明書の発行可否情報について、市区町村が管理している全

車両分のデータを軽JNKSに登録する必要があります。

登録データの作成には、原則として基幹税務システムの改修が必要です。登録する車両が少ない場合は、①手作業でCSVデータ（ファイル・レコード仕様書に記載）を作成し、軽JNKSに登録、②軽JNKSの画面から車両ごとにデータを手作業で登録——のいずれかの方法でも対応できます。

なお、軽JNKSの稼働後は、市区町村から日次処理によって日々更新されたデータを軽JNKSに登録されることを想定しています。そのため、市区町村において、データ登録の運用計画を早めに作成しておく必要があります。

3. 今後のスケジュール

23年1月のシステムの利用開始に向け、軽OSS連携システム、軽JNKSの各種試験が今年11月まで順次実施されます（図表2）。また、稼働と同時に軽自動車検査協会が軽JNKSのデータを照会できるよう、12月26日から28日までの間に、その時点までの納税情報データを軽JNKSに登録しなければなりません。

いますか？



デジタル・ガバメント
ここが
ポイント!!

株式会社TKC
自治体DX推進担当部長

松下邦彦

インボイス制度（適格請求書等保存方式）が来年（2023年）10月に始まります。自治体も来年3月31日までに税務署に登録申請が必要です。まだ手続きが完了していない場合はお早めにご対応ください。本稿ではインボイス制度の概要と、自治体の実施事項、および将来の展望について解説します。

インボイス制度の概要

消費税は、物品やサービスを購入する消費者が負担しますが、それをまとめて申告し納付するのは物品やサービスを販売する事業者です。一般に事業者は物品やサービスを販売するために、他の事業者から物品等を「仕入れ」ます。事業者が販売で受け取った消費税を申告するにあたっては、他の事業者からの仕入れで支払った消費税額分を差し引くことができます。これが「仕入税額控除」という仕組みです。

例えば、消費者が小売店から150円の商品を購入する場合、売価の10%（15円）の消費税を小売店に支払います。小売店がこの商品を製造元から100円で購入し10%（10円）の消費税を支払ったとすると、小売店は消費者

から受け取った消費税15円から、自分が仕入れで支払った消費税10円を控除した5円を申告します。さらに製造元が別の事業者から原材料を購入している場合も同様です。

19年に消費税率が10%に引き上げられた際、飲食料品等は8%に据え置かれて複数の税率が混在する状況になりました。仕入税額控除も複数税率に対応させる必要があります。そのため、暫定的に運用されている区分記載請求書に替えて導入されるのが「インボイス（適格請求書）」です。

インボイスは「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、請求書、納品書、領収書、レシート等の書類に所定の事項が記載されたものです。売手は、買手に対してインボイスを交付すること、および、交付したインボイスの写しを保存することが必要です。

インボイスを交付するには税務署に「適格請求書発行事業者」として登録しなければなりません。一方で買手は、仕入税額控除を利用するために、売手から受け取ったインボイスを保存する必要があります。

自治体の実施事項

自治体は物品やサービスを住民や企業に販売する売手です。

一般会計では庁舎の使用料、公共施設の入場料、公共施設の命名権、広告掲載料、公営駐車場の料金等で売手として収入を得ています。また、特別会計では上下水道事業、工業用水事業、病院事業、交通事業等が売手です。自治体が販売する物品やサービスを企業が購入する場合、企業は仕入税額控除を利用して自分が仕入れで支払った消費税額を控除して申告します。従って、自治体は売手として買手に対してインボイスを交付しなければなりません。

インボイスを交付するには、適格請求書発行事業者として一般会計と特別会計のそれぞれで税務署に登録申請が必要で、特別会計が複数ある場合は特別会計ごとに申請が必要です。インボイス制度が始まる来年10月に登録を受けるには、原則、来年3月末までに税務署に登録申請書を提出することが求められています。

自治体の一般会計は消費税の申告義務がなく、仕入税額控除を利用するこ

インボイス制度、準備は進んで

とはありません。それに対し、特別会計の事業は消費税の申告・納税義務があり、また事業を実施するにあたって他の事業者から商品やサービスを仕入れるため、仕入税額控除を利用します。従って、特別会計では仕入れ先の事業者から受領したインボイスを保管し、制度に沿った仕入税額控除の計算を実施して消費税を申告します。

このようにインボイス制度を運用するためには、インボイスの交付と写しの保管、インボイスの受領と保管、制度に沿った仕入税額控除の計算といった機能をシステムに実装する必要があります。自治体で改修が必要なシステムは、一般会計では公会計（財務会計）システムや公共施設案内・予約システム、また、特別会計では公営企業会計システム、および水道等の事業を運営するためのシステムです。

電子インボイスで バックオフィス業務のデジタル化

インボイスは紙の帳票だけでなく、電子データによる運用も予定されています。この「電子インボイス」によって、自治体においても請求書などの授

受や取引内容の確認、支払い処理といったバックオフィス業務の効率化が期待されます。

まず、インボイスの交付や受領を、郵送やファクシミリによる手作業からシステムによる自動処理に切り替えられます。また、交付したインボイスの控えや受領したインボイスは手作業による保管からシステムによる電子保存に切り替えられ、保管スペースも削減できます。さらに、受領したインボイスに基づいて伝票を起票するにあたっては、インボイスの内容を自動的に転記できます。

自治体のバックオフィス業務を電子インボイスによって効率化するには、自治体だけでなく、自治体を取り引きする事業者も電子インボイスを利用しなければなりません。

民間企業における電子的な商取引は、E D I（電子データ交換）として製造業、流通業、建設業等で長い歴史があります。とはいえ、従来は、原材料、中間製造物、最終製造物、販売等のサプライチェーンを構成する特定の企業間でのみ運用されており、自治体を含めた社会全体では紙やファクシミリに

よる取り引きがまだに主流です。

電子インボイスは、数多くの事業者が利用するさまざまな情報システムの間で交付と受領が行われます。こうした情報システム間の相互運用を実現するには標準仕様が不可欠です。デジタル庁は、グローバルな標準仕様である「Peppol」（ペポル）をベースに、わが国における電子インボイスの標準仕様を民間と連携して定め、その普及・定着に取り組んでいます。

標準仕様は電子インボイス本体のデータレイアウトを定める「文書仕様」だけでなく、電子インボイスを送受信するための「ネットワーク」と「運用ルール」を含みます。ペポル仕様のネットワークはデジタル庁が認定したペポル・サービス・プロバイダーが運用するとされており、TKCは今年8月にペポル・サービス・プロバイダーの第一号認定を受けました。

バックオフィス業務をデジタル化して効率化することは、自治体を含む社会全体の課題です。インボイス制度、および電子インボイスは、これを促進する大きな一歩なのです。





共通納税対象税目拡大・QRコード対応

税業務のDX推進へ システム対応着々と

来

年4月から地方税共通納税システムの対象税目が

拡大されます。これまでは、主に法人住民税等の申告を対象としていましたが、新たに固定資産税など賦課決定方式の税目が追加されます^(※)。

[※]4月時点では固定資産税と都市計画税自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)の当初課税分の納税通知書への対応は必須。窓口で発行する異動分の納付書や個人住民税・普通徴収、国民健康保険税は任意

併せてQRコード付き納付書の運用もスタート。これにより、納税者は全国の金融機関窓口(指定金融機関以外)での納付に加えて、「地方税お支払いサイト」や「スマートフォン決済アプリ」等を利用した電子納付が可能となります。これに伴い都道府県・市区町村

では、「地方税統一QRコード」(eLQR)と「共通納税インタフェースシステム」(共通納税IFS)への対応が必要です。

TKCの対応方針

TKCでは今後のDX推進を見据え、以下に取り組みます。

1 納付書様式の先行切り替え

都道府県・市区町村では、納付書に共通納税対応であることを示すeLマークを記載するほか、eL番号やeLQRの印字が必要です。また、国が進める納付書様式の標準化・統一化への対応も求められます。

TKCでは、対象税目の拡大・eLQR対応と合わせて、納付書様式を標準仕様準拠のものに切

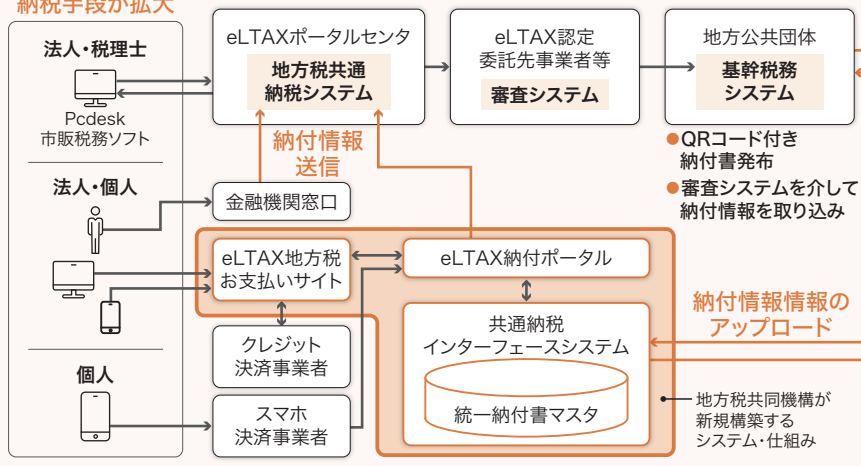
り替えます。これにより標準システムへ移行する際の様式審査や、外部機関との読み取りテストなどにかかる、お客さまの作業負担を軽減します。

2 納付情報の自動連携

今後、発行した納付書の情報を共通納税IFSにアップロードすることになります。

これについてTKCではサーバー間連携機能(API連携)を採用し当初課税や窓口で発行した納付書情報を自動的にアップロードできるようにすることで、業務効率の向上を図ります。

納税者の納税手段が拡大



TKCは、急ピッチで進む地方税務のデジタル改革へ迅速・確実に対応することで、お客さまの「真の自治体DX」実現を支援します。

(濱口真哉)

デジタル改革

TKCが目指す
「真の自治体DX推進」支援

i

D X担当者による座談会特集でも触れた真の自治体DX推進——TKCでは、さまざまな機会を通じてこの言葉を社会に発信してきました。

いま先進団体の事例などを通じて目指すべきDXの輪郭が徐々に明確となってきた中で、「真」の

一文字に込めた「目先の業務改善だけではなく、中長期の視点からのデジタル改革を」という思いに共感してくださるお客さまが全国に広がっています。

TKCは、真の自治体DX推進においては①基幹業務システムの標準化・共通化、②行政手続きデジタル化、③財務会計事務を起点とする内部事務のデジタル化——

へ一体的に取り組むことが必要と考えています。

①と②は、利用者のニーズを起点としてフロント（申請受付）からバック（業務システム）まで一貫したデジタル化により、行政手続きのオンライン化にとどまらない業務プロセス全体のDXの実現です。また、③はインボイス制度への対応や公文書の電子的保管、あるいはEBPM（エビデンスに基づく政策立案）推進も視野に入れたDX推進です。

TKCは、それぞれのテーマについて調査・研究するプロジェクトチームを発足し、急速な社会・環境変化の中でも「常に一歩先行く」システム・サービスの開発、機能強化へ挑んでいます。

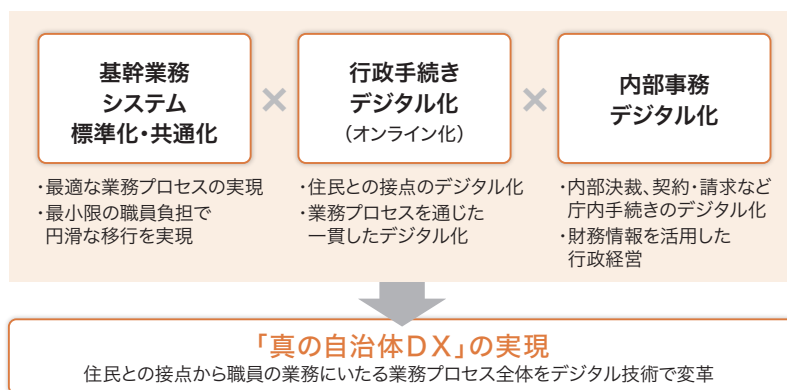
進化し続けるDX基盤へ

一例が転入・転出ワンストップ対応です。「引越しワンストップ支援サービス」（LGWANS）Pによる申請管理システム+かんたん窓口システム）を提供するとともに、さらにスマート申請システムも加えた「全庁的オンライン支援サービス」を商品化。これにより、将来を見据えた「より広範な手続き」のオンライン化推進と業務効率向上を提案しています。

また、スマート申請システムは電子決済・交付機能を一段と強化するとともに、今冬には申請フォームのベストプラクティスをテンプレートとして提供し、より便利に使いやすく進化します。さ

らに、TAS Kクラウドフェアで好評を博した「遠隔窓口システム」では、今秋、複数団体の協力を得て窓口改革の効果に関する実証事業をスタートします。

お客さまを支える〈DX基盤〉として進化し続けるTKCのシステム・サービスに、ぜひ、ご注目ください。
(営業企画部)



地方自治情報化推進フェアに出展

11月1〜2日、幕張メッセで開催さ

れる「地方自治情報化推進フェア」(主
催・地方公共団体情報システム機構)

に出展します。本フェアは、地方公共
団体の情報化に関する総合展として毎
年実施されているもので、来場型のイ
ベント開催は3年ぶりとなります。

TKCでは、(DXで実現する行政
も住民ももっと便利な社会)をテー
マに、各種ソリューションを展示する
とともに、ベンダープレゼンテーショ
ン会場では「スマート申請システム」
を活用して手続きのオンライン化を進
める先進団体の事例をご紹介します。
これにより、「真の自治体DX推進」
の実現を、お客さまとともに考える
場となることを目指します。

【主な展示内容】

注目ソリューションの展示・デモ

●スマート申請システム

申請・認証から決済、交付まで一連
の行政手続きをオンラインで完結

●かんたん窓口システム

待たせない・書かせない・迷わせな
い窓口サービスを支援

●マイナンバーカード交付予約・管理 システム

カードの申請受付・来庁予約から交
付(廃棄)まで管理業務を効率化

●公会計システム

地方公会計と一体となった財務会計
システムをリニューアル。財政状況
の見える化に加え、財務会計事
務のDX推進を支援

【ベンダープレゼンテーション】

日時…11月1日/11時45分〜12時30分
会場…A会場

テーマ…「行政サービスデジタル化の
先進事例」

先進事例

行政手続きオンライン化などにより、
利用者(住民や事業者)の利便性の向
上と業務改革に取り組む事例を紹介
*講師(先進事例団体)は調整中

◇ ◇ ◇
なお、展示会場では専任スタッフが
「システム標準化・共通化」や「公会計
改革」など国の最新動向をご説明する
ほか、「窓口改革と業務プロセス全体の
デジタル化」「電子決裁・電子請求書」
「インボイス」などのご相談をお受け
します。ぜひ、お運びください。



行政サービス改革に注目が集まった「地方自治情報化推進フェア2019」

編集後記

◆本号で取り上げた「インボイス制度」が
2023年10月からスタートします。公営企業会
計システムでは制度開始に向け、今年9月に予
算編成機能が提供開始となりました。現在は、
来年3月提供予定の予算執行に向けた実装が始
まっています。また公会計、水道料金、公共施
設案内・予約システムでも対応を予定していま
す。今後もお客さまに貢献できる機能を開発し、
業務の支援に努めてまいります。(岡村)

◆毎年この時期になると、TKCでは多くのシ
ステム担当者が年次提供である11月版の開発
で慌ただしい日々を過ごします。年次提供では
“目玉”となる機能強化を行うため、より高い品
質を目指し、通常よりも高い品質目標を設定し
て多くの時間をテストに費やします。11月版
提供が終われば、年末年始が見えてきます。年
末年始をゆっくり過ごすために頑張ってみよう
と思います。(狩野)

◆『国民年金システム標準仕様書(1.0版)』が
8月31日に発出(来年3月に改版予定)された
のを受け、社内で標準仕様分析検討会を実施。
その場で、「標準仕様書のポイント」「お客さま
に影響が大きい事項」「新たなオプションサー
ビス」について発表しました。この後は、『国
民年金システム標準仕様書(案)』をもとに検
討を進めてきた「差異分析・対応案検討」につ
いて、再整理を予定しています。(深谷)

◆今号特集ではDX推進担当者の座談会を取り
上げた。「全国の市区町村の参考になれば」と、
快くご協力いただいた皆さまには、改めて御礼
を申し上げる。参加が大阪府内の5市となった
背景にはコロナ第7波への対応に加えて、大阪
がスマート申請システムの“誕生の地”というこ
ともあった。「好事例は互いに共有しよう」と
参加者の皆さん。大阪から全国へ——真の自治
体DX推進の輪も広がっていく。(井村)

新風 2022.10 vol.128

2022年10月1日発行

発行人 飯塚真規

編集人 飛鷹 聡

編集室 岡村さやか/狩野洋匡/深谷 瞬

中川陽介/武長浩史/井村 薫

編集委員 古澤 智/坂本宗俊/田熊宏行/河本健志

松下邦彦/松山正男/石川家継

取材協力 石田 卓、山本健太郎(関西営業第一課)

中條祥一、今田大介(千葉営業課)

事例取材 明慶正範(営業企画部)

フォトグラフ 大谷正憲/熊本富男

発行所 株式会社TKC

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

TEL 028-648-2111(代)

東京都新宿区塩場町2-1

TEL 03-3235-5511(代)

編集制作 株式会社TKC 地方公共団体事業部

デザイン 株式会社エス・プランニング

神 敏盛/根子 縁

印刷製本 株式会社TLP

不許複製・株式会社TKC*2022.10

■内容に関するお問い合わせは地方公共団体事業部 営業企画部(028-648-2111) またはホームページへ URL <https://www.tkc.jp/lg/>



この印刷物は環境に配慮して
植物油インキを使用しています。

●バックナンバーはホームページからご覧いただけます。

●本誌は、環境に配慮した植林木からつくられた用紙を使用しています。

『新風』お届け先の変更・送付停止のお申し込みは

